

利根川右岸流域下水道維持管理包括委託

入札説明書

埼玉県下水道局

1 配布書類

この入札説明書は、入札に参加しようとする者に配布するもので、併せて配布する業務要求水準書、契約書(案)をこの入札説明書と一体の資料とし、これらの資料をあわせて「入札説明書等」という。

2 委託の概要

(1) 委託名

利根川右岸流域下水道維持管理包括委託

(2) 委託場所

小山川水循環センター外
本庄市東五十子382-1外

(3) 施設概要

敷地面積	131,000m ²
施設能力	全体計画 41,400m ³ /日最大
	現 有 30,000m ³ /日最大

(4) 委託内容

ア 事業期間

事業期間は、令和5年3月1日から令和9年2月28日までとする。

ただし、契約を締結した日から令和5年2月29日までの期間を準備期間として設ける。また、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

準備期間においては、現在の施設の維持管理業務の受注者から引き継ぎを受け、業務の遂行に支障を来すことのないように準備しなければならない。

イ 業務内容

受注者が実施する本委託の業務内容は、以下のとおりとする。なお、具体的な内容については、「業務要求水準書」に示すものとする。

- ・維持管理実施計画策定及び管理業務
- ・運転管理業務
- ・水質等試験業務
- ・産業廃棄物収集運搬補助業務
- ・危機管理対応業務
- ・備品・消耗品の調達・管理業務

- ・薬品・燃料・電気・水道等の調達・管理業務
- ・近隣住民等への普及啓発活動
- ・維持管理の調査・研究のために必要となるデータの整理、協力
- ・苦情等に対する一次対応
- ・廃棄物処理
- ・保守点検業務（日常点検・定期点検、定期保守点検）
- ・修繕業務（定期修繕、定期修繕以外の小修繕、消耗品の交換及び簡易な修繕）
- ・その他の業務（清掃、警備、建築物及び建築附帯施設の点検、外構施設の管理等）

3 入札の方法及び入札参加に関する条件

(1) 入札方法

一般競争入札・価格競争による。

(2) 入札参加者の形態等

入札に参加できる者の形態は、2者又は3者による共同企業体（以下「企業体」という。）とし、その運営形態及び代表者の選定は次のとおりとする。ただし、企業体の構成員は、本件入札に係る他の企業体の構成員となれない。

ア 企業体の運営形態は、各構成員が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。

イ 入札に参加する企業体は、代表構成員を選定するものとする。

ウ 代表構成員の出資比率は、50パーセントを超えるものとする。

エ 構成員の最小出資比率は、企業体の構成員が2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上とする。

オ 企業体の入札参加者は、各構成員が他の入札参加者の各構成員と次の各号のいずれかの関係にないこと。ただし、（ア）又は（イ）の場合、子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。また、（ウ）の場合、一方の会社等が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

（ウ）一方の会社等の役員（「①代表権を有する取締役」、「②取締役（社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。）」、「③委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「④名称が異なっても①から③のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

（エ）一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(3) 入札に参加する企業体の資格

入札に参加する企業体に必要な資格は、次のとおりである。

- ア 構成員は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。
- イ 代表構成員は、1日最大処理能力が15,000m³以上の標準活性汚泥法又はそれと同等以上の処理方式を用いた下水道の終末処理場における水処理施設及び汚泥処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成20年4月1日から令和5年3月31日の15年間において3年以上実施した実績を有する者とする。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上のものに限る。）
- ウ 代表構成員以外の構成員は、標準活性汚泥法又はそれと同等以上の処理方式を用いた下水道の終末処理場又は1日最大処理能力が300m³以上の汚水処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成20年4月1日から令和5年3月31日の15年間において1年以上実施した実績を有する者とする。（共同企業体の構成員としての実績を含む。）
- エ 入札に参加する企業体は、本件業務の事業期間中、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に規定する資格を有する者を、総括責任者として専任で配置できること。
- オ 本件業務に係る業務要求水準を満たす技術を有すること。
- カ 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りではない。
- キ 下のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - (イ) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - (ウ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けている者
 - (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
 - (オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
 - (カ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加除外等の措置を受けている者

(4) 参加資格要件確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、令和5年10月17日（火）とする。

なお、基準日以降契約締結までの間に、上記（2）から（3）に定める入札参加者の資格を欠くこととなった場合、当該企業体は、失格となる。

(5) 入札参加に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、一般競争入札参加資格等確認申請書等の提出をもって、入札説明書等、質問回答の内容及び県からの通知事項を承諾したものとみなす。

イ 費用負担

入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

ウ 使用する言語、計量単位、通貨及び時刻

入札及び契約履行に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

エ 著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。
ただし、県は、本委託の範囲において公表する場合、その他県が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

オ 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、また、返却しない。

カ 県からの提示資料の取り扱い

県が提示する資料は、本件入札以外の目的で使用することはできない。

キ 配置を予定する下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に規定する有資格者の確認

本件業務に専任で配置する有資格者は、構成員と一般競争入札参加資格等確認申請書の提出期限日の3箇月以前から恒常的な雇用関係にあること。なお、配置を予定する有資格者を特定することができないときは、複数の候補者を資格確認資料に記載することができる。

ク 利根川右岸流域下水道維持管理包括委託共同企業体協定

入札に参加する企業体は、利根川右岸流域下水道維持管理包括委託共同企業体協定書（様式第5号）を締結し、委任状（様式第6号）を添えて、当該企業体の代表構成員が資格確認書類として提出するものとする。
なお、代表構成員又は構成員の1者以上は、本店又は主たる営業所が県内にある企業であることが望ましい。

ケ 虚偽の記載の禁止

一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書に虚偽の記載をした場合は、これらの書類を無効とする。

コ 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

サ 入札の取りやめ

入札において、妨害、不正行為、連合その他入札を公正に執行することができない事由を生じ又は生じるおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し又は入札を取りやめることがある。

シ その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札参加に当たって必要な事項が生じた場合には、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページ上にて通知する。

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページ : <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1503/>

4 受注者決定の流れ

(1) 入札参加資格の確認

- ア 入札参加者の提出する一般競争入札参加資格等確認申請書及び資格確認書類が適正であることを確認する。
- イ 入札参加者の提出する技術評価書について業務要求水準書の内容に適合することを確認する。
- ウ 上記ア及びイを満足する入札参加者に対して、確認結果通知書を郵便で送付する。

(2) 入札書

前項で述べる確認結果通知書を受領した入札参加者による入札を執行する。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ア 開札

開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において、原則として入札参加者全員の立ち会いのもと行う。

イ 落札者の決定方法

県は、以下 ウ に該当しない入札であって、財務規程第173条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格の有効な入札をした者を落札者とする。

ウ 無効とされる入札

- (ア) 財務規程第176条の規定に該当する入札
- (イ) 埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第3号）第9条に該当する入札
- (ウ) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書の提出をした者がする入札

エ 入札の辞退

確認結果通知書を受領した入札参加者で入札を辞退するものは、令和5年12月4日（月）午後3時まで
に、様式第7号の入札参加辞退書を県へ提出すること。

(3) 手続における交渉の有無

無

(4) 事務局

受注者の募集及び決定に係る事務局は次のとおりとする。

担当窓口： 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

住 所： 〒363-0007 埼玉県桶川市小針領家939

電 話： 048-728-0016

ファクシミリ： 048-728-0020

E-mail： n291010@pref.saitama.lg.jp

(5) 事業者決定のスケジュール

事業者の入札及び落札者決定等は、次の日程で行う。

ア	入札公告	令和5年10月17日（火）
イ	入札説明書等の配布	令和5年10月18日（水） ～令和5年10月14日（火）
ウ	現場確認及び資料閲覧申込期限	令和5年10月25日（水）
エ	現場確認及び資料閲覧	令和5年10月30日（月） ～令和5年11月2日（木）
オ	入札説明書等に関する質問の受付	令和5年10月25日（水） ～令和5年11月2日（木）
カ	入札説明書等に関する質問に対する回答	令和5年11月10日（金）
キ	一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書の受付	令和5年11月10日（金） ～令和5年11月15日（水）
ク	確認結果通知書の送付	令和5年11月22日（水）
ケ	入札・開札	令和5年12月14日（木） 10時
コ	契約締結	令和5年12月21日（木）（予定）

5 入札の手続

(1) 入札説明書等の配布

入札説明書等を次のとおり無償で配布する。なお、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページからも入手できる。ただし、業務要求水準書の別表、別紙は事務所で配布する。また、閲覧資料は日時を定めて小山川水循環センターで閲覧できる。

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページ：<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1503/>

ア 配布期間

令和5年10月18日（水）から令和5年10月24日（火）までの午前9時から午後5時まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

イ 配布場所

担当窓口： 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当
住 所： 〒363-0007 埼玉県桶川市小針領家939
電 話： 048-728-0016
ファクシミリ： 048-728-0020

(2) 現場確認及び資料閲覧

入札に参加することを希望する者は、事業者ごとに現場確認及び資料閲覧を行うことができる。現場確認及び資料閲覧を希望する者は、現場確認及び資料閲覧申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、E-mailにより提出すること。なお、使用ソフトは、「Microsoft Word」とする。

申込期限： 令和5年10月25日（水）午後5時
E-mail： n291010@pref.saitama.lg.jp
担当窓口： 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

ア 現場確認

県職員の立会のもと、下記のとおり、現場確認を行う。現場確認の方法については、参加希望者に別途、通知する。

期 間： 令和5年10月30日（月）から令和5年11月2日（木）まで
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）
場 所： 小山川水循環センター

イ 資料閲覧

期 間： 令和5年10月30日（月）から令和5年11月2日（木）まで
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）
場 所： 小山川水循環センター（会議室）

(3) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。質問は、入札説明書等に関する質問書（様式第2号）に内容を簡潔にまとめて記入し、E-mailにより提出すること。なお、使用ソフトは、「Microsoft Excel」とする。

質問書の題名、質問の内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

受付期間： 令和5年10月25日（水）午前9時 から
令和5年11月2日（木）午後4時 まで
E-mail： n291010@pref.saitama.lg.jp
担当窓口： 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

(4) 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答を次のとおり掲示する。回答は、入札説明書等と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を、確認したうえで入札に参加すること。また、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。

ア 回答方法

回答は、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページ上に掲示する。

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページ : <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1503/>

イ 回答日

令和5年11月10日（金） 午前9時から

(5) 一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書の受付

ア 提出方法等

(ア) 受付期間

令和5年11月10日（金） から令和5年11月15日（水） まで
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く）

(イ) 提出方法

持参とする。

なお、受付に際しては、提出書類の確認を行うので、事前に各自、下記の（ウ）に示す担当窓口に対して、提出する日時の予約を行うこと。

(ウ) 提出場所

担当窓口： 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当
住 所： 〒363-0007 埼玉県桶川市小針領家939
電 話： 048-728-0016
ファクシミリ： 048-728-0020

イ 提出書類

(ア) 一般競争入札参加資格等確認申請書及び資格確認書類

入札参加者は、次により一般競争入札参加資格等確認申請書及び資格確認書類を2部提出すること。

○一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第3号）

□資格等確認資料

- ・会社概要
- ・業務経歴書
- ・運転管理業務を実施した実績を証明する書類
- ・下水道処理施設維持管理業者登録簿への登録証明
- ・本件業務に専任で配置を予定する下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に規定する有資格者の氏名及び資格を証明する書類（配置予定資格者調書、様式第10号）
- ・上記有資格者と構成員との間に、一般競争入札参加資格等確認申請書の提出期限日の3箇月以前からの恒常的な雇用関係が確認できる書類

□「資本関係又は人的関係がある者同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」に基づく資本関係又は人的関係確認書（様式第4号）

□利根川右岸流域下水道維持管理包括委託共同企業体協定書（様式第5号）及び委任状（様式6号）

(イ) 技術評価書

入札参加者は、次により技術評価書を提出すること。

技術評価書については、正本として次の①と②を綴じたものを1部、副本として下記の②のみを綴じたものを5部提出すること。また、電子データとしてCD-ROMに保存したもの一式を、あわせて提出すること。

○技術評価書

①技術評価書提出届（様式第8号）

②本包括委託に関する技術評価書（様式第9号）

なお、技術評価書の記載については、ウ 技術評価書作成要領に従い作成すること。

ウ 技術評価書作成要領

技術評価書は、(ア) から (ク) までの項目について記載し、業務要求水準書の内容を満足すること。（取り組んでから成果の発現まで一定の期間を要する事項については、実施期間又は達成期日を明記すること。）

なお、技術評価書に記載した内容については、本委託の維持管理実施基本計画と整合を図る必要があることに注意すること。

(ア) 実施方針

本委託業務の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理思想、周辺環境及び住民への配慮、契約書第1条2項の各号に定める業務毎の基本方針及びその概要、業務要求水準に対する考え方（業務要求水準書IV 1～4）等について、委託業務に対する姿勢が把握できるように、A 4、1枚以内で簡潔にまとめること。

(イ) 人員体制

本委託業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（必要な場合、下請け関係も含む）を、その目的と系統、人数及び分担等が明確に把握できるように、A 4、2枚以内で簡潔にまとめること。

(ウ) 安全管理体制

事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、A 4、2枚以内で簡潔にまとめること。

(エ) 薬品・燃料・電気・水道等の調達、使用の方法

施設の運営を行うために必要な薬品、燃料、水道、電気等の調達方法、使用予定量等を、年間を通じての使用計画が把握できるように、A 4、2枚以内で簡潔にまとめること。

(オ) 運転管理計画

流入水を安定的に処理するための運転指標や各施設の運転方法及び要点（ポイント）、水質分析の内容・頻度、脱水汚泥・沈砂・し渣の搬出量及び搬出頻度、その他の施設運転における重要事項等について、年間を通じて各業務計画が把握できるようにA 4、3枚以内で簡潔にまとめること。

(カ) 保安全管理計画

事業期間中を通して著しい劣化を防ぎ、施設の能力、外観を保全するための日常点検（点検頻度・点検要領）、定期点検及び修繕業務の実施計画、腐食性ガス発生に対する対策など機器の延命化に関する考え方、清掃（頻度・清掃要領）、外構等場内の保全方法、警備、物品管理の方法及び要領等その他の必要な事項について、A 4、3枚以内で簡潔にまとめること。

(キ) 緊急時等への対応

施設に事故が発生した場合その他緊急の場合の対応手順を、A 4、2枚以内で簡潔にまとめること。以下のような場合について、各々記載すること。

- ・大雨時の対応
- ・水質異常時の対応
- ・その他、自然災害等の不可抗力時の対応

(ク) 普及啓発活動

水循環センターにおいて実施する近隣住民や児童、生徒等に対する下水道への理解を深める活動をA 4、1枚以内に記載すること。

- 技術評価書は、別添様式集を使用し、用紙は日本工業規格A 4縦置き横書き左綴じとする。文字は原則としてMS明朝体 10.5ポイントで統一すること。
- 様式第9号の技術評価書の各ページの下中央に通し番号をふること。
- 技術評価書については、ロゴマークの使用を含めて、会社名がわかるような記述は避けること。
- 使用ソフトは、「Microsoft Word」及び「Microsoft Excel」によるものとする。
- なお、作成にあたっては、次の点に十分留意すること。
 - ・技術評価書作成要領に示した項目全てについて、記載すること。
 - ・各項目間で矛盾する内容が無いようにすること。
 - ・業務要求水準書等を熟知した上で作成し、これらとの整合を図ること。

(6) 入札参加資格確認結果通知書の送付

入札参加資格要件を満足していると判断された者に対して、確認結果通知書を令和5年1月22日(水)に郵便で送付する。また、入札参加資格がないと認められた者に対して、その旨文書にて通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、埼玉県下水道事業管理者に対し、通知の日から7日以内に文書をもって説明を求めることが出来る。この回答については、受領日から原則として5開庁日以内に文書により行うものとする。説明を求めた者があっても当該入札手続の執行を妨げないものとする。

(7) 入札

ア 入札書の提出場所

提出方法は原則持参とするが、郵便による提出も可とする。

担当窓口： 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当
住 所： 〒363-0007 埼玉県桶川市小針領家939
電 話： 048-728-0016
ファクシミリ： 048-728-0020

イ 入札・開札の場所及び日時

(ア) 場所

〒363-0007 埼玉県桶川市小針領家939
埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 管理棟3階大会議室

(イ) 日時

令和5年12月14日(木) 午前10時

ウ 入札時に提出する書類

(ア) 入札書(様式第11号)

(イ) 入札金額見積内訳書（様式第12号）

(ウ) 入札・見積委任状（様式第13号）（入札の権限を委任された者が入札しようとするとき）

エ 入札の執行

入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。

オ 再度入札

予定価格の範囲内の入札書を提出した者がいないときは、再度入札を行う。再度入札は3回までとする。この場合は、入札に参加した者にファクシミリ等により案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

カ 郵便による場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法

(ア) 提出先

〒363-0007 埼玉県桶川市小針領家939
埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

(イ) 提出期限

令和5年12月13日（水）午後4時

(ウ) 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

キ 入札保証金

(ア) 入札保証金の率

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付するものとする。

(イ) 入札保証金の納付の方法

入札参加者は、入札参加資格確認通知書に同封する納付書兼領収書により、入札保証金相当額を、埼玉県下水道局出納取扱金融機関に払い込む。この場合、納付書兼領収書の写しを入札期限までに提出すること。

(ウ) 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する者は入札保証金を免除する。

- a 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証契約を締結した者。この場合、当該保険証券を入札期限までに提出すること。
- b 代表構成員が、地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体と1日最大処理能力が15,000 m³以上の下水処理施設の運転管理業務の契約を令和3年4月1日以後に2回以上すべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）この場合、証明する資料を入札期限までに提出すること。

(エ) 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納

付すべき契約保証金に充当する。なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

ク 最低制限価格

設定しない。

(8) 契約締結

落札者決定後、県と落札者は、速やかに、契約を締結する。

(9) 不落札理由の開示

落札とされなかった入札参加者は、不落札理由開示請求書（様式第15号）を提出することにより、当該入札参加者が落札者とされなかった理由（当該請求者の行った入札が無効とされた場合は、その理由）の開示を請求できる。

6 契約に関する事項

(1) 契約保証金

ア 契約保証金の率

落札者は、落札価格の10分の1以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の契約保証金を納付するものとする。ただし、入札保証金を納付したときはこれを充当するのでその差額を納付するものとする。

イ 契約保証金の納付の方法

落札者は、納付書兼領収書により、契約保証金相当額を、埼玉県下水道局出納取扱金融機関に払い込む。

ウ 契約保証金の納付に代えることができる担保

次のいずれかに該当するものを担保として提供することにより、契約保証金に代えることができる。その価値は、それぞれ掲げるものとする。

(ア) 国債及び地方債 債権金額

(イ) 政府の保証のある債権 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額

(ウ) 銀行等が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額

(エ) 銀行等が引受け、保証又は裏書きをした手形 手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額

(オ) 銀行等に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額

(カ) 銀行等の保証 その保証する金額

(キ) 保証事業会社の保証 その保証する金額

(2) 契約保証金の免除

落札者が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合、契約保証金の納付を免除

する。

7 委託の実施に関する事項

(1) 総括責任者の選任

本委託の実施にあたり、受注者は、総括責任者として委託場所に常駐できる者を専任し書面により県へ通知すること。

(2) 業務の再委託等

- ア 本委託の実施にあたり、受注者は、本件業務の全部を一括して、第三者に請け負わせてはならない。
- イ 受注者は、事前に県の書面による承認を得て、本件業務の一部を請け負わせることができる。

(3) 委託の継続が困難となった場合の措置

ア 受注者の債務不履行の場合

(ア) 受注者の提供するサービスが契約に定める水準を下回る場合及び受注者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、県は、受注者に対して改善通告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができる。受注者が是正勧告を受けた場合、県は受注者が当該業務の改善を行うまでの間、当該是正勧告の対象となった期間に対応する委託費の支払いを留保する。受注者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、県は、契約を解除することができる。

(イ) 受注者である共同企業体の構成員が倒産し又は財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく委託の継続が困難と合理的に考えられる場合、県は契約を解除することができる。

(ウ) 上記(ア)又は(イ)において、県が契約を解除した場合、受注者は原則として原状回復義務を負うほか、受注者は、違約金を県に支払い、また、これにより生じた損害を県に賠償しなければならない。

イ 県の債務不履行の場合

(ア) 県の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、受注者は契約の解除を申し入れることができる。

(イ) 上記(ア)において、受注者が契約を解除した場合、県は、これにより生じた損害を受注者に賠償しなければならない。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により委託の継続が困難となった場合

不可抗力その他県及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により委託の継続が困難となった場合、県及び受注者双方は、委託継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に通知をすることにより、県及び受注者は、契約を解除することができる。

エ その他

上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の清算方法の詳細等は、契約書で規定す

る。

(4) 県による委託の実施状況の監視

本事業の実施に際しては、県は、契約に基づき、受注者により提供されるサービスの履行確認等のため、本委託の実施状況の監視を行う。監視の詳細については、業務要求水準書に示す。

また、受注者は、自己診断を行い、業務要求水準書を常に満足するよう努める。

(5) 危機管理対応

受注者は、県が定めた危機管理対応マニュアルを満たすよう独自のマニュアルを作成し、危機管理事象が発生した場合はこれにより対応する。

(6) 支払の減額等

契約に定める業務要求水準を満足していないこと等が判明した場合は、委託費の減額等を行うことがある。なお、詳細については契約書に定めるものとする。

(7) 支払手続

支払は、概算払いとし年度ごとに清算する。なお、詳細については契約書に定めるものとする。